



弁護士 井上洋一 (衛生工学衛生管理者、心理相談員)

# 愛三事務所便り

連絡先：〒445-0853

愛知県西尾市桜木町 3-51-3 林ビル 2 階

電話：0563-53-0220 FAX：0563-53-0222

e-mail：inoue@aisan-law.jp

## 大学生・大学院生が「働きたい組織」の特徴は？

### ◆アンケート調査の結果から

株式会社リクルートキャリア：就職みらい研究所から、「働きたい組織の特徴」に関するアンケート調査の結果が公表されました。このアンケートは、2015 年 3 月卒業予定の大学・大学院生（34 万 7,992 人）を対象に行われました（回収数 9,363 人）。

大学生（全体）の働きたい組織の特徴は、「コミュニケーションが密で、一体感を求められる」「仕事と私生活のバランスを自分でコントロールできる」「ウエットな人間関係で、プライベートも仲が良い」「安定し、確実な事業成長を目指している」「周囲に優秀な人材が多く、刺激を受けられる」などの回答が多くを占めたとのこと。

### ◆属性別の特徴

属性別の特徴は次の通りです。

・大学生（男性・文系）⇒「全国や世界など、幅広い地域で働く」「評価の良し悪しによって給与が大きく変

化する」などの価値観が特徴。

・大学生（男性・理系）⇒「これまでの経験（学業など）を活かして成長できる」「経営者主導で事業運営が行われている」などの価値観が特徴。

・大学生（女性・文系）⇒「評価の良し悪しによって給与があまり変化せず、安定的な収入が得られる」「これまでの経験（学業など）とは無関係に、ゼロから学べる」などの価値観が特徴。

・大学生（女性・理系）⇒「これまでの経験（学業など）を活かして成長できる」「評価の良し悪しによって給与があまり変化せず、安定的な収入が得られる」などの価値観が特徴。

・大学院生（全体）⇒「これまでの経験（学業など）を活かして成長できる」「企業固有の技術や商品、ブランド、ノウハウなどが強みとなっている」「歴史や伝統がある企業である」「全国や世界など、幅広い地域で働く」などの価値観が特徴。

## ◆今年の新入社員は“自動ブレーキ装置”タイプ

日本生産性本部から発表された平成 26 年度の「新入社員の特徴」は、「頭の回転は速いものの、困難な壁はぶつかる前に未然に回避する傾向がある」とし、“自動ブレーキ装置”タイプと命名されました。

何事も安全運転の傾向があり、人を傷つけない安心感はあるが、どこか馬力不足との声もあるようですが、安心感と刺激が得られる環境の中でこそ力を発揮できるのは、どんな時代にも共通していることなのかもしれません。

## 「コンプライアンス違反」で倒産する企業の特徴

### ◆増加する“コンプライアンス違反倒産”

粉飾決算や脱税、偽装などのコンプライアンス違反は、今や企業の存続すら危うくしてしまう可能性のある重大事項となっています。

先日、帝国データバンクから、コンプライアンス違反が原因で倒産（＝コンプライアンス違反倒産）した企業につ

いて調査・分析した結果が発表されました。

この調査は 2005 年度から実施されており、この調査で判明した 2013 年度における「コンプライアンス違反倒産」（負債 1 億円以上の法的整理のみ）は、過去最多の 209 件（2005 年度は 74 件、2012 年度は 200 件）となりました。

### ◆違反の類型別に見ると…

主なコンプライアンス違反の類型は次の通りです。

- (1) 粉飾 (52 件)
- (2) 業法違反 (33 件)
- (3) 資金使途不明 (22 件)
- (4) 不正受給 (17 件)
- (5) 雇用 (16 件)

上記のうち、「不正受給」には助成金や介護報酬などの不正受給が含まれ、「雇用」には主に労働基準法違反が含まれています。

また、業種別に見てみると、上位から「建設業」(56 件)、「サービス業」(43 件)、「製造業」(34 件)、「卸売業」(29 件)、「運輸・通信業」(28 件)の順となっています。

### ◆コンプライアンス違反の影響

コンプライアンス違反は、多額の金銭的影響（課徴金の

納付、第三者委員会の調査費用等）がある他、消費者や取引先へ与える影響も多大です。

財務基盤が弱い企業、顧客離れが大量発生した企業については、これらの影響により簡単に倒産することがあり得る時代なのとも言えます。

## 5 月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

12 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 < 前月以降に採用した労働者がいる場合 > [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出 < 前月以降に一括有期事業を開始している場合 > [労働基準監督署]

6 月 2 日

- 軽自動車税の納付 [市区町村]
- 自動車税の納付 [都道府県]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務

所]

- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告（雇用保険の被保険者でない場合）< 雇入れ・離職の翌月末日 > [公共職業安定所]

### 当事務所よりひと言

当事務所の弁護士は、消費者事件にも積極的に取り組んでおり、今般、「消費生活専門相談員」に続き、「消費生活アドバイザー」資格を取得いたしました。

今後とも、当事務所では、消費者問題の専門性を高め、消費者被害の回復や悪質商法の撲滅に努めます。

一方、現代社会では、どのような企業であれ、消費者の目線や関心を無視することはできません。

当事務所は、事業者の方にも、消費者トラブルを防止するための法的対応策をアドバイスいたします。

お困りの際は、お気軽にご相談ください。

